

議案第46号

川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則
の制定について

川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則

川崎市教育財産管理規則（昭和45年川崎市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第8号中「負担」の次に「の有無」を加える。

第20条中「付帯する」を「附帯する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の経費の全部又は一部につき、使用者の負担としないことができる。

(1) 公益上特に必要と認められる場合であって本市の事業を支援するために使用するものであると認められるとき。

(2) 使用に係る教育財産の利便性の向上に資すると認められる場合

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

制 定 理 由

教育財産の使用に係る光熱水費等について、使用者の負担としないことができる場合を規定するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育財産管理規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用許可等)</p> <p>第16条 第14条の規定に基づき教育財産の使用を許可すると決定したときは、すみやかに申請者に対し、次に掲げる事項を記載した許可書を交付しなければならない。</p> <p>(1) 使用を許可する教育財産の名称、所在、種類、種目及び数量</p> <p>(2) 使用を許可する期間</p> <p>(3) 使用の目的及び方法</p> <p>(4) 使用上の制限</p> <p>(5) 使用許可の取消し又は変更</p> <p>(6) 原状回復及び損害賠償の方法</p> <p>(7) 使用料及び使用料の不還付</p> <p>(8) 光熱水費等の負担の有無</p> <p>(9) 有益費等の請求権の放棄</p> <p>(10) その他必要と認める事項</p> <p>2 教育財産の使用を許可しないものと決定したときは、すみやかにその旨申請者に通知するものとする。</p> <p>(光熱水費等の負担)</p> <p>第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に<u>附帯する</u>電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の経費の全部又は一部につき、使用者の負担としないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公益上特に必要と認められる場合であって本市の事業を支援するために使用するものであると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 使用に係る教育財産の利便性の向上に資すると認められる場合</u></p>	<p>(使用許可等)</p> <p>第16条 第14条の規定に基づき教育財産の使用を許可すると決定したときは、すみやかに申請者に対し、次に掲げる事項を記載した許可書を交付しなければならない。</p> <p>(1) 使用を許可する教育財産の名称、所在、種類、種目及び数量</p> <p>(2) 使用を許可する期間</p> <p>(3) 使用の目的及び方法</p> <p>(4) 使用上の制限</p> <p>(5) 使用許可の取消し又は変更</p> <p>(6) 原状回復及び損害賠償の方法</p> <p>(7) 使用料及び使用料の不還付</p> <p>(8) 光熱水費等の負担</p> <p>(9) 有益費等の請求権の放棄</p> <p>(10) その他必要と認める事項</p> <p>2 教育財産の使用を許可しないものと決定したときは、すみやかにその旨申請者に通知するものとする。</p> <p>(光熱水費等の負担)</p> <p>第20条 使用者は、その使用に係る教育財産に<u>付帯する</u>電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない。</p>